

下請代金の支払手段について

令和3年3月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、平成28年12月に下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等ことを要請したところである。

今般、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書（別添）をもって関係事業者団体に対して要請（「要請の内容」参照）することとした。（注）

なお、「要請の内容」欄記載の事項と同様の内容は、中小企業庁が今般改正した「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれた。

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

（注）現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業90日・その他の業種120日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、おおむね3年以内を目途に当該期間を60日とすることを前提として、見直しの検討を行うこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>